

1 市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について、関係省庁間の連携等を図る。

2 市町村合併に関する情報提供

市町村合併の意義、必要性、メリット、合併特例法の内容、国会における市町村合併の論議の内容等について、積極的に情報提供を行う。

3 地方財政措置

合併特例法に規定されているものを含め、合併準備の段階と合併後の段階で、次のような措置を講ずる。

(1) 合併準備に関する財政措置

合併準備経費に対する財政措置

市町村における合併協議会の設置経費について、特別交付税措置を講ずる。

合併準備補助金

市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導的な取組みを積極的に行っている法定の合併協議会の構成市町村に対し補助する。

(2) 新市町村に対する財政措置

合併特例債

市町村建設計画に基づいて行う次の事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度間に限り、特例的に地方債をその財源とすることができる。当該地方債に係る元利償還に要する経費の一部は、普通交付税により措置する。

ア 新市町村のまちづくりのための建設事業

イ 新市町村の振興のための基金造成

過疎地域の自立のための特別措置

合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれる新市町村については、新市町村が過疎地域の要件を満たさない場合であっても、過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、過疎債の発行等の特別措置を適用する。

普通交付税の算定の特例（合併算定替）

新市町村の普通交付税の算定に当たり、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度間は、合併関係市町村が存続した場合の合算額とする。その後の5年度間で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

合併直後の臨時的経費に対する財政措置

行政の一体化（基本構想の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）、行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）のための経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講ずる。

合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

全国平均を上回る合併関係市町村の起債制限比率と全国平均との差に相当する公債費のうち利子相当分について、特別交付税措置を講ずる。

合併市町村補助金

新市町村において、地域内の交流・連携、一体性強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要となるものであり、かつ、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業に対して補助する。

4 その他

（1）住民発議制度

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、法定の合併協議会の設置の請求を行うことができる。

すべての関係市町村で同一内容の住民発議が成立した場合には、すべての関係市町村の長は、合併協議会設置の協議について、議会に付議しなければならない。

(2) 地域審議会

合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の区域を単位として、必要な地域に審議会（地域審議会）を設置することができる。地域審議会は、新市町村長の諮問に応じ、また必要に応じて、意見を述べることができる。

(3) 市となる人口要件の緩和

町村による新設合併又は編入合併の場合は、市となる要件のうち、人口要件を4万人以上とする。また、新設合併のうち、市の区域の全部を含む区域で行う合併の場合は、市の要件を備えていない場合も市となることができる。

(4) 新市町村の議会議員の定数特例・在任特例

一定の範囲内で、新市町村の議会議員の定数を増加するか、又は合併関係市町村の議会議員が新市町村の議会議員として在任することができる。

新設合併の場合

ア 定数の特例：最初の任期に限り、新市町村の議員定数の2倍まで定数増が可能

イ 在任の特例：合併関係市町村の議員が2年を限度として在任可能

編入合併の場合

ア 定数の特例：合併後の増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで一定の範囲で定数増が可能

イ 在任の特例：編入される市町村の議員が編入先の市町村の議員の任期まで在任可能。さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増も可能

(5) 議員年金に関する特例

市町村合併の前日において合併関係市町村の議会議員であった者のうち、合併がなければ議員の退職年金の在職期間（12年以上）の要件を満たすこととなる者について、年金受給資格を認める。